

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。

長妻委員に引き続きまして、特定石綿被害建設業務労働者等に関する給付金等の支給に関する法律案、この後起草されますけれども、この質疑をさせていただければと思います。

これは、二〇〇八年の裁判の提訴から十三年という長期間にわたって裁判で争われ、多くの原告の方がその間に亡くなられております。生存原告が昨年時点で三一％。ですから、原告の方々、どんなに無念の思いで、命を失った方がたくさんいらっしゃる、そして家族を失った痛みを抱えて御遺族の方が裁判を闘ってこられたというもので、今回の最高裁判決となったわけです。

国の責任を認める最高裁判決が出るまでに、建設アスベスト問題について、労働者の安全、健康を十分確保しなかった国の責任は非常に重いものがあります。国の対応、これは余りに遅かったと思いますけれども、田村大臣の認識を問いたい

思います。

○田村国務大臣 先ほど長妻委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、建設アスベストの被害者の皆様方、国が規制権限を適切に行使しなかったというところで、石綿による健康被害を被られた被害者の方々、また御遺族の方々、本当に長期間にわたって大変な御負担、お苦しみ、悲しみを本當にいただいたわけでありまして、それに関して、我々も本當に深く反省をし、私、厚生労働大臣の職務を担っている者でございますので、改めて、心から深くおわびを申し上げます。

最高裁での判決、これに基づいて与党の中で取りまとめをされたわけでありまして、この五月の十八日に、原告団また弁護団の皆様方と私もお会いをさせていただいて、基本合意書、これを取り交わさせていただきました。

今般、この健康被害を受けられた、苦しまれた方々、若しくは今後発症される方々、現在提訴されていない中にもおられるわけでございまして、そういう方々に対しての給付金制度の実現のための議員立法ということでございますので、これに対しては、我々もその策定に対して最大限御協力をさせていただきましたが、当然のことでありませけれども、この法律が成立いたしますれば、給付金等々の制度の実施に向かって万全を期してまいります。

本當に長きにわたって大変なお苦しみにお耐えいただいた皆様方には、申し訳なく、おわびを申し上げます。

○尾辻委員 それでは、ちよつと法案の中の課題

についてお聞きをしていきたいと思えます。

まずは、対象期間のことです。

この起草される法案では、特定石綿暴露建設業務に当たる対象期間、これが、屋内作業業務の始期が昭和五十年十月一日よりと規定をされることとなります。

そうすると、例えば、昭和五十年九月三十日まで一定の屋内作業で行われた作業に係る業務をし、発症、死亡された場合、給付金の対象から外れるということになるのでしょうか。できるだけ弾力的な運用をして、なるべく多くの方を救済することが大事と考えますが、いかがでしょうか。簡潔にお答えいただければと思います。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

違法期間につきましては、五月十七日の最高裁判決を受けまして、五月十八日の原告団、弁護団との基本合意書の中で、御指摘のような期間という形で定まっております。

そういう意味で、新たに設けられます給付制度につきましても、この基本合意書の枠組みの中で、なるべく多くの方に給付を行っていくということが原則ではないかというふうに考えているところでございます。

しかしながら、この対象期間に外れます、今御指摘のありましたような、昭和五十年九月三十日までしか働いていらっしゃらないということが明確であるような方につきましては、残念ながら、この対象期間には入ってこないということになるかと考えてございます。

○尾辻委員 この問題は、私はやはり弾力的に運

用して、被害者の方々を多く救っていくということが本当に大事だと思うんですね。

例えば、あと、これは屋内作業ということになっているわけですが、専ら屋外で作業をしていたとしても屋内でも作業実績がある場合、これは実績に即して給付金の支給対象とすべきと、これも考えるんですが、いかがでしょうか。

○吉永政府参考人 屋内の作業の期間につきましても、最高裁判決を受けて、基本合意書の中期間を明確にしているところでございます。

ただ、この屋内作業の期間につきまして、通常屋外作業に従事していた方が屋内作業を行っていたという実態があるとすれば、審査の一定の対象になり得るものというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 できるだけ弾力的にお願いします。

次に、終期のことをお聞きします。

これは、対象の終期が平成十六年九月三十日というふうになっているんですけども、アスベストというのは現在の建物でもまだ残っていて、改修や解体作業でアスベストに暴露するということがあり得ることです。潜伏期間も考えると、今後終期以降での患者も一定数発生が見込まれるのではないかと思います。

このことを考慮した被害防止策や基金の対象にするなどの救済策がやはり私は必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○吉永政府参考人 アスベストにつきましては、既に生産、製造そのものが禁止されてございますので、そういう観点からアスベストの被害という

ことは生じないというふうに考えてございますが、既存の建物の中にアスベストが使われているというのは事実だろうというふうに考えてございます。

まさに解体などを行う場合につきましては、アスベストの飛散の可能性というものはあるわけでございますけれども、建築物の解体やあるいは改修作業に従事する方々への石綿の暴露防止対策につきましましては、私どもといたしましても非常に重要だと思っております。石綿障害予防規則に基づく暴露防止措置を事業者に求めているという状況でございます。

具体的には、解体、改修工事の対象となる建築物などにおきます石綿の使用の有無を事前に調査を行う、また、吹きつけの石綿の除去作業を行う場合については隔離を行って行うこと、また、石綿の切断等の作業時には、石綿粉じんの発散を防止するために、例えば湿潤化を行うということを事業者が義務づけているという状況でございます。

これが適当に実施される場合につきましては、石綿の解体作業におきましても、健康被害のリスクというものは限りなくなっているというふうに考えておりますけれども、こうしたものが適当に行われない場合につきましては、そういった健康被害が生じる可能性もあるわけでございます。こうした場合につきましても、引き続き労災保険法の対象にもなりますので、そういった形での補償というものはきちっと行っていくということが基本ではないかと考えてございます。

○尾辻委員 やはり基金の対象期間が余りにちょっと狭くて、ちょっとでも外れるともう駄目だと

いうことなんです。これは本当に、議員立法でやるんですから、しっかり弾力的な運用になるように、これはちよつと、私たちは、やはり大きな課題だと思いますよ。

次に、周知のことについてお伺いします。

ちよつと環境省さんに来ていただいているので、環境省さんに先に聞きたいと思っております。やはり今、被害を受けられた方々にどうやってこの基金を周知するのか、非常に大事だと思っております。今、環境省さんがやっている石綿健康被害に関する救済に関する法律により救済給付を受けている方々、この方々の中で、建設に従事した方々がどれぐらいの割合でいらつしやるのか把握されているのか、お答えください。簡潔にお願いいたします。

○田原政府参考人 お答えいたします。

石綿健康被害救済法に基づき救済の給付事務を行っております環境再生保全機構では、救済法に基づいて認定を受けた方の職歴等の把握に努めているところでございます。

機構が取りまとめた報告書によりますと、令和元年度までの被認定者総数一万四千九百八十一人のうち、労災保険法等の他法令による認定も受けただ方を除いた一万二千二百十六人を調査対象として調査を行って、このうち一万四百八十六人から回答を得たところ、建設躯体工事業者や建設業者のような、いわゆる建設作業に従事していたと回答した方は延べ二千六百四十名だったというふうに承知をしております。

○尾辻委員 ちよつと全員が把握はできていない

ようですけれども、こういった方々、建設にやっていた方々、この方々に、今回新たな基金ができるわけですから、周知をしっかりとお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

環境省では、これまでも、厚生労働省と連携いたしましたし、様々な機会を捉えて石綿健康被害制度や労災保険制度に関する周知の徹底に努めてきております。

今回新しく創設される給付金の制度につきまして、希望する方がしっかりと申請が行える環境を整えていくことというのは重要だというふうに考えておりますので、環境省としても、今後どういった周知ができるのか、厚生労働省とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○尾辻委員 基金はできたいけれども必要な方に届かないということがないように、しっかりとお願いしたいと思います。

同じように周知が必要な部分は、やはり労災の部分もあるかと思えます。

ちよつと時間がないので、一つは申し上げるだけにしておきますけれども、現在労災を受けている方々にしっかりとこの基金ができたことを周知していただくこと、これは非常に大事だと思います。これから労災になる方の中にも、やはり対象期間の中で対象者が出てくるわけですから、これから労災になる方々で対象になる方々にもしっかりと周知が必要だと思います。

もう一つ周知が必要なのが、やはり労災にもなっていない方々がいらつしやる。これが、弁護団

の方々が六月一日に記者会見をされておりました、五月十九日から二十一日の三日間、電話相談をされたそうなんです。そこで七百六十一件が来たと。そのうち、相談のあった三分の二の方に当たる四百三十九件の方が、労災の認定手続なしだったんですね、労災認定がされていない方々。

こういう方々に対しても、しっかりと周知、基金の請求を促す取組が非常に大事になりますけれども、厚労省の認識、今後の取組をお聞きしたいと思います。

○吉永政府参考人 五月十八日の基本合意書の中につきましても、制度の周知について規定が設けられているところでございます。

そういう意味で、今ほど御指摘にありましたような、既に労災の認定を受けていらつしやる方、また、これから認定を受けられる方につきましても、個別に周知を図っていくということはもとよりでございますが、御指摘のような方が、弁護団の記者会見の中で、出ているということは承知しているところでございます。

制度の周知、新しい給付制度の周知そのものも重要でございますが、労災の対象となり得る方につきましても、医療面での支援でありますとか、休業補償の部分もございまして、こちらも御活用いただくことが非常に重要だと考えてございますので、法案が成立した段階で、この辺りの周知についても力を入れてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 しっかりと周知をお願いしたいと思います。

先ほど長妻さんの質問の中でもありましたけれども、メーカーの補償分は、では一体どうやってするんだということなんですよね。

結局、被害を受けた方々は、国の分はこの基金で補償されるわけですけれども、メーカーはこのままだと、メーカーを相手に裁判をしてくださいと被害者をお願いするという、本当にこんな補償の仕方ではないのかというところは、これは本当に被害者にとっては重い負担になりますから、やはりこの部分もしっかり私たちは補償してこそ法律ではないかということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。